

山鹿市附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第26号

山鹿市附属機関に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市附属機関に関する規則（令和2年山鹿市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表新福祉会館建設推進委員会の項中「新福祉会館建設推進委員会」を「福祉施設再編検討委員会」に、「建設候補地の所在する地域住民」を「地域の住民」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。